

独立行政法人平和祈念事業特別基金の不要財産の国庫納付について

1 概要

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 8 条第 3 項の規定により、独立行政法人は「業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる」財産を「不要財産」として処分しなければならないこととされており、独立行政法人平和祈念事業特別基金から、通則法第 46 条の 2 第 1 項の規定に基づき、総務大臣に対し政府出資等に係る不要財産の国庫納付について認可を求める申請があつた。

これを受け、通則法第 46 条の 2 第 5 項の規定に基づき、別添 1 のとおり、総務大臣から総務省独立行政法人評価委員会委員長あて、意見を求められたもの。

なお、本件については、総務省独立行政法人評価委員会議事規則第 9 条の規定に基づき、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるものである。

2 国庫納付する財産の内容

- 内容 ① 運営費交付金を原資とした資金
- ② 特別準備金を原資とした資金

- 取得の日及び申請日における帳簿価額 4,450 百万円

3 意見（案）

本件については、総務省独立行政法人評価委員会として意見なしとする。

4 関係法令

○ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（財産的基礎等）

第八条（略）

2（略）

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2～3（略）

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6（略）

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一～三（略）

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四（略）

○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令（平成 15 年総務省令第 114 号）
（抄）

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他総務大臣が定める財産とする。

○ 総務省独立行政法人評価委員会議事規則（平成 13 年 2 月 17 日総務省独立行政法人評価委員会委員長）（抄）

（分科会の議決）

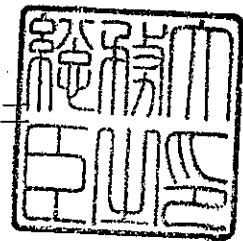
第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。



総官特第91号の1
平成24年12月25日

総務省独立行政法人評価委員会
委員長 森永 規彦 殿

総務大臣
樽床 伸二

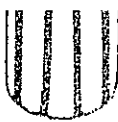


独立行政法人平和祈念事業特別基金における不要財産の国庫納付について

独立行政法人平和祈念事業特別基金の政府出資等に係る不要財産の国庫納付について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第5項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

付属添付

- ・不要財産の国庫納付に係る認可申請書（平成24年12月20日付け平総59号）



不要財産の国庫納付に係る認可申請書

平 総 5 9 号

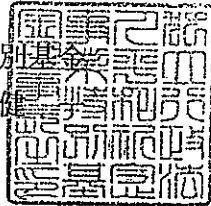
平成24年12月20日

総務大臣

樽 床 伸 二 殿

独立行政法人平和祈念事業特別

理事長 福 井 健



独立行政法人通則法第46条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

- ① 運営費交付金を原資とした資金（運営費交付金債務、収益化による利益等）
- ② 特別準備金を原資とした資金

2 不要財産と認められる理由

- ① 運営費交付金を原資とした資金（運営費交付金債務、収益化による利益等）
運営費交付金を原資として行っていた業務については平成22年9月末をもって終了したが、今後、それらの業務の附帯業務が新たに発生する見込みが無くなったため。
- ② 特別準備金のうち平成24年度に執行しない現金及び預金
特別給付金の請求受付終了に伴い、解散までに要する費用の見込みがたったため。

3 当該不要財産の取得の日及び申請日における帳簿価額

取得の日及び申請日における帳簿価額 4,450百万円

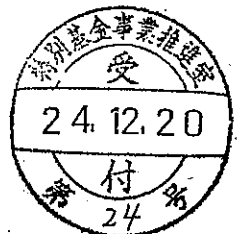
4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

政府出資金

昭和63年度	10億円
平成元年度	25億円
平成2年度	65億円
平成3年度～8年度	各年度50億円、計300億円
合計	400億円

出資金の取り崩し

平成19年度 200億円（特別記念事業実施のため）



平成22年度 199億円（特別給付金事業実施のため）

現在の出資金額 1億円

その内容：業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るため。

運営費交付金

平成20年度運営費交付金収入 749,813,000円

平成21年度運営費交付金収入 698,107,000円

平成22年度運営費交付金収入 354,407,000円

会計区分 一般会計 (項)独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費

(目)独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費交付金

その内容：独立行政法人平和祈念事業特別基金の事業運営に必要な経費に充てるため。

5 現物による国庫納付の予定時期

平成25年2月（認可後、速やかに）

6 その他必要な事項

なし